

「自転車・タブレットまるっと賠償補償(PTA一括加入)」 「団体傷害保険(任意加入)」 付き
個人賠償責任補償【学校配布タブレット】にかかわる補償内容Q & A

「個人賠償責任補償とは」

お子さま、教職員の方やそのご家族が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたことによって、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

Q1 授業中などの学校管理下中に、誤ってタブレットを壊してしまった場合は対象ですか、対象外ですか？

A1 どちらともいえない。

学校管理下における活動中は、法律的な賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。よって、事故状況、被保険者の年齢などによって判断されます。

Q2 登下校中や家庭内などの学校外で、誤ってタブレットを壊してしまった場合は対象になりますか？

A2 はい。

学校外の偶然な事故も対象です。

Q3 自宅保管中に、兄弟姉妹が偶然な事故でタブレットを破損させた場合は対象になりますか？

A3 はい。

同居の親族も被保険者に含まれるため、兄弟姉妹の偶然な事故も対象になります。

Q4 自宅に強盗が入り、タブレットを盗まれた場合は補償されますか？

A4 はい。

盗難は補償対象です。

Q5 登下校中に、バスの中にタブレットを置き忘れて紛失させた場合は対象になりますか？

A5 いいえ。

置き忘れ、紛失は対象外です。

Q6 正常に使用していて故障した場合は対象になりますか？

A6 いいえ。

自然消耗、品質劣化、操作上の損害、故障等、被保険者に過失がない場合は対象外です。

Q7 教員が業務用タブレットを自宅に持ち帰った際に、偶然な事故で破損させた場合は対象になりますか？

A7 いいえ。

職務のために使用、管理している場合は対象外です。

Q8 偶然な事故で破損させ、修理不能(全損)になった場合、購入金額(新価額)が支払われますか？

A8 いいえ、時価額です。

一般的に「法律上の損害賠償責任」における損害賠償額は、その財物の時価額を限度としています。よって、支払われる保険金は使用年数、状態等を考慮します。

【お問合せ先】

埼玉県PTA安全互助会 団体保険取扱代理店

株式会社カイトー 担当：中村・佐藤 TEL：03-3369-3107